

改 正 案

現 行

1 この告示中の計算式等における記号の表す意味は、次のとおりとする。
 (1) (略)
(2) Bは、磁束密度[T]とする。
(3)～(11) (略)
 2 電波の強度の換算式
(1) 電力束密度の値から電界強度又は磁界強度の値への換算は、次式を用いる。

$$S = \frac{E^2}{3770} = 37.7H^2$$

(2) 磁束密度の値から磁界強度の値への換算は、次式を用いる。

$$B = \mu_0 H$$
 μ_0 は、自由空間の透磁率 [H/m]とする。
 3～5 (略)
 6 5の項の方法による算出結果が、施行規則別表第2号の3の2に規定する電波の強度の値（以下「基準値」という。）を超える場合であって、送信空中線の電力指向性係数D(θ)が明らかな場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。

$$S = S_0 \cdot D(\theta) \cdot F$$
 S_0 は、5の項の方法により算出した電力束密度の値とする。
 注1～注3 (略)
 7 (略)
 8 人体が電波に不均一にばく露される場合（大地等から高さ200cmまでの領域中に基準値を超える場所と超えない場所が混在する場合をいう。以下同じ。）の電波の強度については、その空間的な平均値を求めることとし、次の値を算出する。
 (1) (略)
(2) 電界強度及び磁界強度については、次のとおりとする。
ア 施行規則別表第2号の3の2の第1に関しては、それらの自乗平均値の平方根
イ 施行規則別表第2号の3の2の第2に関しては、それらの平均値
(3) 磁束密度については、その平均値
 9～12 (略)
 13 電波の強度の測定方法
 (1) 電波の強度の測定方法は次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 電波の強度が時間的に変化する場合は、次により求めた電波の強度の値を測定値とする。
 (7) 電力束密度については、その6分間における平均値
 (4) 電界強度及び磁界強度については、次のとおりとする。
a 施行規則別表第2号の3の2の第1に関しては、それらの6分間における自乗平均値の平方根
b 施行規則別表第2号の3の2の第2に関しては、それらの最大値

1 この告示中の計算式等における記号の表す意味は、次のとおりとする。
 (1) (同左)
(2)～(10) (同左)
 2 電力束密度の値から電界強度又は磁界強度の値への換算は、次式を用いる。

$$S = \frac{E^2}{3770} = 37.7H^2$$

 3～5 (同左)
 6 5の項の方法による算出結果が、施行規則別表第2号の2の2に規定する電波の強度の値（以下「基準値」という。）を超える場合であって、送信空中線の電力指向性係数D(θ)が明らかな場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。

$$S = S_0 \cdot D(\theta) \cdot F$$
 S_0 は、5の項の方法により算出した電力束密度の値とする。
 注1～注3 (同左)
 7 (同左)
 8 人体が電波に不均一にばく露される場合（大地等から高さ200cmまでの領域中に基準値を超える場所と超えない場所が混在する場合をいう。以下同じ。）の電波の強度については、その空間的な平均値を求めることとし、次の値を算出する。
 (1) (同左)
(2) 電界強度及び磁界強度については、それらの自乗平均値の平方根。ただし、10kHzを超え100kHz以下の周波数においては、それらの平均値及び自乗平均値の平方根。
 9～12 (同左)
 13 電波の強度の測定方法
 (1) 電波の強度の測定方法は次のとおりとする。
 ア (同左)
 イ 電波の強度が時間的に変化する場合は、次により求めた電波の強度の値を測定値とする。
 (7) 電力束密度については、その6分間における平均値
 (4) 電界強度及び磁界強度については、それらの6分間において自乗平均した値の平方根。ただし、10kHzを超え100kHz以下の周波数においては、それらの最大値及び6分間において自乗平均した値の平方根。

(ウ) 磁束密度については、最大値

注 (略)

(2)・(3) (略)

附 則

(施行期日)

この指針は、公布の日から施行する。

注 (同左)

(2)・(3) (同左)